

**「栃木県農業共済組合那須中央支所駐車場舗装工事」に係る一般競争入札
(最低価格落札方式)**

入札実施要領

令和4年9月15日

栃木県農業共済組合

入札説明書

栃木県農業共済組合（以下「本組合」という。）の入札公告に基づく入札については、関係法令及び同入札心得に定めるもののほか、下記に定めるところによる。

記

1. 競争入札に付する事項

(1) 工事名

栃木県農業共済組合 那須中央支所 駐車場舗装工事

(2) 工事の場所

栃木県大田原市町島 666 番地 1 号 栃木県農業共済組合 那須中央支所

(3) 工事概要

実施設計書記載のとおり

(4) 工期

契約締結日から令和4年11月30日まで

(5) 入札方法

落札者の決定は最低価格落札方式をもって行うため、

- ① 入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）は「7. (1)提出書類」に記載の書類を提出すること。
- ② 上記①の提出書類のうち、入札書については設計書に定めるところにより、入札金額を見積もることとする。
なお、入札金額は、工事一式の総価とし、総価には工事等に係る全ての費用を含むものとする。
- ③ 入札金額の記入に当たっては、見積もった金額の100分の110に相当する金額(税込金額)を記入すること。
- ④ 入札者は、提出した入札書の引き換え、変更又は取り消しをすることはできない。

2. 契約内容の縦覧場所及び縦覧期間

栃木県農業共済組合 ホームページ

栃木県農業共済組合 那須中央支所 掲示板

令和4年 9月15日から令和4年 9月28日まで

3. 競争参加資格

- (1) 工事についての実績があり、那須土木事務所管内において舗装工事業「B」のランク以上であり大田原市又は那須塩原市内に所在を有する業者。
- (2) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (3) 反社会的勢力でない者。また、反社会的勢力と一切の関係を有していない者。

4. 入札者の義務

- (1) 入札者は、入札説明書及び本組合入札心得を了知のうえ、入札に参加しなければならない。
- (2) 入札者は、本組合が交付する設計書に基づいて、入札書等を提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において本組合から追加提出書類を求められた場合は、これに応じなければならない。

5. 入札説明会の日時及び場所

入札説明会は実施しない。

6. 入札に関する質問の受付等

(1) 質問の方法

質問書（様式1）に所定事項を記入の上、FAXにより提出すること。

FAX送信時には、必ず電話にてご一報ください。

(2) 受付期間

令和4年 9月15日（木）から令和4年 9月27日（火）17時00分まで

(3) 担当部署

16. (1) のとおり

7. 入札の提出書類及び方法

(1) 提出書類

次の書類を9月28日までにご提出ください。

提出書類		部数
委任状（代理人に委任する場合）	様式2	1通
入札書	様式3	1通
契約に係る指名停止等に関する申立書	様式4	1通
開札立会い申込書	様式5	立会う場合

(2) 方法

封筒表に「栃木県農業共済組合那須中央支所組合駐車場舗装工事 一般競争入札に係る入札書在中」と朱書きし、入札書・委任状（代理人に委任する場合）及び契約に係る指名停止等に関する申立書を同封の上、郵送又は那須中央支所に直接持参すること。

9月28日（木）午後5時00分に到達しない場合は無効となります。

(3) 入札回数は1回とする。

8. 開札の日時及び場所

開札は、令和4年 9月29日（木）午前11時00分から栃木県農業共済組合 那須中央支所 会議室で行う。

なお、開札に立会いを希望する入札者本人（代理出席の場合は委任状が必要。）は、入札書とは別に開札立会い申込書（様式5）を那須中央支所に提出する。その際「開札立会い申込書在中」と記すこと。

9. 入札保証金及び契約保証金

全額免除

10. 支払いの条件

工事終了の後、支払請求書を受理した日の翌月末日までに支払うものとする。但し、契約において支払い条件を別途定めた場合にはこの限りではない。

11. 契約者の役職

栃木県農業共済組合 組合長理事 植谷 寛

12. 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

13. 入札の無効

競争入札に参加する者に必要な資格のない者による入札及び競争入札に参加する者に求められる義務に違反した入札は無効とする。(入札心得等 参照)

14. 落札者の決定方法

入札価格が最低価格かつ有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。また、同額入札の場合は、後日抽選とする。

〔最低制限価格：無〕

15. 契約書作成の要否

要

16. その他

(1) 入札行為、設計書に関する照会先

栃木県大田原市町島 6 6 6 - 1

栃木県農業共済組合 那須中央支所 担当：山東

電話番号：0 2 8 7 - 2 3 - 1 6 3 3

F A X : 0 2 8 7 - 2 3 - 1 6 3 4

以上

その他関連書類

【資料1】

入札心得

入札者は、下記の事項に注意し厳正に入札を行う。

記

1. 入札者は入札説明書の指示に従い、指定の日時、場所に入札書を提出する。
2. 代理人が入札するときは、入札前に委任状を提出する。
3. 入札書には（1）入札金額（2）社名、代表者名、社印（3）入札年月日を明記する。
4. 次の各号に該当する者の入札は、無効または失格とする。
 - （1）入札に参加する資格を有しない者のした入札
 - （2）代理人で委任状を提出しない者のした入札
 - （3）同一の入札について2人以上の代理をした者のした入札
 - （4）同一の入札について同一の入札者が2通以上した入札
 - （5）入札に関して不正な行為を行った者のした入札
 - （6）記載事項が不明瞭で判読できない入札
 - （7）入札の時間におくれてきた者のした入札
 - （8）工事予定内容と異なる工事により入札

以上

【資料2】

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記の「契約の相手方として不適当な者」のいずれにも該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1. 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。